

新規高等学校卒業予定者を募集される事業主の皆様へ

新規高卒者の募集・選考等に関しましては、一般の求人と異なる制約があります。募集・選考等に当たっては、以下のことにご注意ください。

- ◆応募前の職場見学時に採用選考、面接等を行わないようお願いします。
- ◆学校からの推薦の開始は9月5日以降となります。
- ◆選考の開始は9月16日以降です。
- ◆採否は選考後すみやかに決定し「採否結果通知書」を2部作成して、出身学校長宛に送付してください。（*このとき不要となった「履歴書」「調査書」も返却をお願いします）
- ◆10月1日以降は1人2社までの複数応募が可能となりますのでご理解、ご協力をお願いします。
- ◆指定校以外及び定時・通信課程の生徒からの応募に関しても柔軟な対応をお願いします。
- ◆採用された生徒の入社日については、できれば3月20日以降4月1日までをお願いします。
- ◆選考過程においては、本人の能力・適性などと直接関係のないと考えられることについて書類の提出を求めたり、質問等しないようお願いします。

★採用・選考時に配慮すべき事項（～就職差別につながるおそれがある14事項）

以下の事項については、本来、応募者の能力・適正とは関係のない事項であり、応募用紙に記載を求めたり、面接時に尋ねる作文を課す等により把握すること等は就職差別につながるおそれがありますので行わないようにしてください。

- ①本籍・出生地に関する事
- ②家族に関する事（職業・続柄・健康・地位・学歴・収入・資産など）
- ③住宅状況に関する事（間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など）
- ④生活環境・家庭環境などに関する事
- ⑤宗教に関する事 ⑥支持政党に関する事
- ⑦人生観・生活信条などに関する事 ⑧尊敬する人物に関する事
- ⑨思想に関する事 ⑩労働組合・学生運動など社会運動に関する事
- ⑪購読新聞・雑誌・愛読書などに関する事
- ⑫身元調査などの実施 ⑬全国高等学校統一応募用紙・JIS規格の履歴書（様式例）に基づかない事項を含んだ応募書類（社用紙）の使用
- ⑭合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施

※高校生の採用選考については、応募した生徒から面接・選考内容について、事後に学校へ報告されるようになっています。

【お問い合わせ先】 高知労働局 職業安定部職業対策課（088-885-6052）
ハローワーク高知 088-878-5329 ハローワーク香美 0887-53-4171
ハローワーク須崎 0889-42-2566 ハローワーク四万十 0880-34-1155
ハローワーク安芸 0887-34-2111 ハローワークいの 088-893-1225

◆応募者の基本的人権を尊重した公正な採用選考をお願いします。

本人の適性・能力や本人に責任のない、本籍・家族(職業、続柄、学歴、収入、資産等)・宗教・思想等について、面接時に質問していませんか。また、人事管理のためとして社用紙※への記入・提出を求めたりしていませんか。これらのことは、応募者の基本的人権を侵害するものであり、企業の責任が厳しく問われます。

事業主の皆様におかれては、改めて採用選考のあり方や人事管理に使用する社用紙の点検をお願いします。

※最近では、インターネットを活用して応募者の登録を行うケースが増えており、「エントリーシート」の提出を求める事業所も見受けられますが、これらについても、上記と同様に応募者の基本的人権に配慮されているか点検をお願いします。

－ 求人から採用までの12のチェック －

□ 募集にあたって

- 1 採用しようとする仕事に合う人なら、だれでも応募できる条件になっていますか。
(応募・採用の対象を男性のみ・女性のみとしたり、合理的な理由がなく年齢制限を設けていませんか。)
- 2 仕事をする上で関係のない事項—本人の適性・能力以外の事項(家族の職業・家庭状況など)—を採用の条件にしてはいませんか。
- 3 応募書類として定められたもの(統一応募書類・JIS規格履歴書)以外に戸籍謄(抄)本・住民票の提出を求めていますか。

□ 面接にあたって

- 4 面接によって何を判断するのか、その基準や方法があらかじめ定められていますか。
- 5 面接にあたって、応募者の基本的人権を尊重するように十分配慮していますか。

□ 選考にあたって

- 6 選考は、応募者の仕事をするための適性・能力の見きわめを基礎に、テストや資料・面接での判断など、総合的に決めていますか。
- 7 家庭状況などの身元(家庭)調査を行っていませんか。
- 8 合理的・客観的に必要が認められない採用選考時の健康診断を実施していませんか。

□ 採否の決定にあたって

- 9 応募者の適性・能力を総合的に評価した公正な選考結果であったか再点検していますか。
- 10 不採用とする場合、その理由を明確にしていますか。

□ 採用後について

- 11 採用後は、書面により労働条件を明示していますか。
- 12 入社の際や入社後に、戸籍謄(抄)本・住民票などの提出を画一的に義務づけていませんか。

(注)「戸籍謄(抄)本」や本籍が記載された「住民票(写し)」「現住所の略図等」を提出させることは、本人に責任のない事項であり「身元調査」につながる可能性があります。